

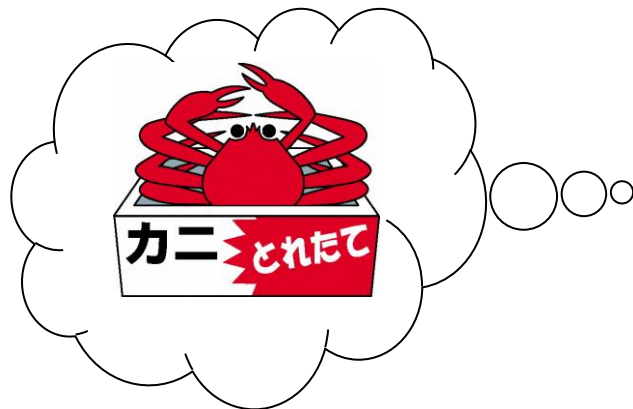
# ～ 消費生活情報 ～

令和4年12月19日  
岡山市消費生活センター

## 海産物の送り付けトラブルに注意！

### 事例：

先日、自宅に「海産物を買わないか」と何度か勧誘の電話があり、断っていた。ところが昨日、その業者から突然カニが届き、家族が受け取ってしまった。代金を払わなくてはならないのだろうか。



※消費者庁イラスト集より



### トラブルにあわないためのアドバイス

- 一方的に送りつけられた商品を受け取ってしまったり開封した場合でも、代金を支払う義務は無く、商品を直ちに処分できます。
- 仮に、電話勧誘で、購入することに同意してしまった場合も、契約書面を受け取った日から8日間は「クーリング・オフ」をすることができます。
- 贈答品などの可能性もあるので、まずはご家族などに心当たりがないか確認してみましょう。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター公式LINEで  
最新の消費生活情報をチェック！



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用：☎ (086) 803-1109

受付時間：月～金曜日 9時～16時  
(消費者ホットライン188も可)  
(祝日・年末年始除く)